

三 理工Ⅲ(化学)	化学一般 有機化学 無機化学 材料工学 薬学 環境化学
四 理工Ⅳ(生物)	生物学一般 生物化学 生命工学 資源生物学
五 理工Ⅴ(情報)	情報理論 情報工学 通信工学 計算機工学
六 法律(弁理士の業務に関する法律)	民法 民事訴訟法 著作権法 不正競争防止法及び私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 行政法 国際私法

第十六条中「第六条第十二号」を「第五条第十二号」に改め、第五章中同条を第三十九条とする。  
第十五条中「第六条第十一号」を「第五条第十一号」に、で準用する」を、「において準用する」に改め、同条を第三十八条とする。  
第十四条中「第六条第十号」を「第五条第十号」に、で準用する」を、「において準用する」に改め、同条を第二十七条とする。  
第十三条中「第六条第九号」を「第五条第九号」に改め、同条第四号中「で準用する」を、「において準用する」に改め、同条を第三十六条とする。  
第五章を第七章とし、同章の前に次の一章を加える。  
第六章 情報の公表  
(公表事項)  
第三十四条 法第七十七条の二第一項に規定する経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。  
一 弁理士の氏名  
二 事務所所在地の都道府県名及び市区町村名並びに当該事務所の名称  
三 資格取得の事由  
四 法第十七条第一項の規定により弁理士登録簿に登録を受けた登録年月日及び登録番号であつて、最新のもの  
五 弁理士登録簿の通算登録期間  
六 法第二十七条の三第一項の規定により特定侵害訴訟代理業務の付記を受けた年月日であつて、最新のもの  
七 弁理士が取り扱う主要な分野に関する事項

八 継続研修の受講状況  
九 法第三十二条第一号に掲げる処分に関する事項(当該処分を受けた弁理士であつて、処分の日から一年を経過していないものに係るものに限る。)  
十 法第三十二条第二号に掲げる処分に関する事項(当該処分を受けた弁理士であつて、処分の期間終了の日から一年を経過していないものに係るものに限る。)  
第三十五条 法第七十七条の二第二項に規定する経済産業省令で定める公表の方法は、前条各号に掲げる事項を、日本弁理士会がインターネットの利用その他適切な手段により一般に公表する方法とする。  
2 前項のインターネットの利用による公表は、弁理士に事務を依頼しようとする者が弁理士の選択に必要な情報を容易に抽出し、適切に比較した上で弁理士を選択することを支援するため、弁理士に関する情報を容易に検索することができる機能を有するインターネットを活用した方法によるものとする。  
第四章中第十二条の七を第三十三条とし、第十二条の六を第三十二条とし、第十二条の五を第三十一条とし、第十二条の四を第三十条とする。  
第十二条の三第二項中「第十二条の五」を「第三十一条」に改め、同条を第二十九条とする。  
第四章 継続研修  
(継続研修)  
第二十五条 弁理士は、日本弁理士会の指定する四月一日を始期とする五年間(以下「研修期間」という。)ごとにつき、日本弁理士会が行う法第二十一条の二に規定する研修(以下「継続研修」という。)を七十単位(以下「必要単位数」という。)(以上受けるものとする。  
2 前項の単位の計算方法については、講義により行う研修一時間を一単位とすることを基本として、研修の方法ごとに日本弁理士会が定めるところによる。  
(継続研修の免除)  
第二十六条 弁理士は、研修期間を通じて、次に掲げる事由のいずれかにより弁理士としての業務を行わない場合又は行わないと見込まれる場合には、日本弁理士会会長(以下「会長」という。)(に対し、当該研修期間の継続研修の免除を申請することができる。  
一 負傷又は疾病のために療養すること。  
二 国会議員又は地方公共団体の議員であること。  
三 国又は地方公共団体に常時勤務すること。  
四 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第一条第一項第五号に規定する非居住者であること。  
五 弁理士としての業務を行わないことが相当である事由であつて、前各号に準ずるもの  
2 弁理士は、前項の規定による申請をする場合には、遅滞なく、様式第一により作成した継続研修の免除申請書に、前項各号に掲げる事由のいずれかに該当することを証する書類を添付して、会長に提出しなければならない。  
3 会長は、前項の申請書を受理したときは、これを審査し、第一項の規定による申請に理由があると認めるときは、経済産業大臣の承認を経て、当該申請をした弁理士に対し、当該申請に係る継続研修の免除をすることができる。  
4 会長は、前項の承認を受けようとするときは、経済産業大臣に対し、第一項の規定による申請に対する意見を付して必要な書類を送付するものとする。  
5 経済産業大臣は、第一項の規定による申請に理由があると認めるときは、第三項の承認をするものとする。  
6 第一項の規定による申請をした弁理士は、当該申請に係る第三項の規定による継続研修の免除がされた場合においては、当該研修期間の継続研修を受けることを要しない。  
7 第一項の規定による申請をした弁理士は、同項各号の事由が消滅したときは、速やかに、会長にその旨を届けなければならない。